

指定管理者制度 評価ランク採点方法について

◆ 評価の実施

指定管理者外部評価シートは下記の採点表を参考に評価項目ごとの採点を定めて採点を行い、最終的に合計点（100点満点）により、5段階評価（ABCDE）のランク付けを行う。

また、できる限り客観的なデータを交えながら、評価の理由を明確に記載する。

◆ 配点表

評価項目	配点
1 【有効性】 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組	40
(1) 施設の設置目的の達成	20
(2) 利用者の満足度	20
2 【効率性】 効率性の向上等に関する取組	30
(1) 経費の低減等	20
(2) 収入の増加	10
3 【適正性】 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組	30
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況	10
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	20
計	100

◆ 各評価項目の得点及び合計得点の算出方法

各評価項目の得点は、「施設分類ごとの採点表」に基づき設定した各評価項目の採点に、下表の評価レベルの乗率を乗じることにより、算出する。

各評価項目の得点＝各評価項目の配点×評価レベル（乗率）

合計得点は、各評価項目の得点の合計で100点満点とする。

評価レベル	乗率		
5	100%	良　い	計画を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%		計画を上回る管理運営がなされている

3	60%	普通	計画どおり適正に管理運営がなされている
2	40%	↓	計画を下回る管理運営がなされている
1	20%		計画を大幅に下回る管理運営がなされている
	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

ランク設定

A	「総合評価の結果、特に優れていると認められる。」 (合計得点が90点以上)
B	「総合評価の結果、優れていると認められる。」 (合計得点が80点以上90点未満)
C	「総合評価の結果、適正であると認められる。」 (合計得点が60点以上80点未満)
D	「総合評価の結果、努力が必要であると認められる。」 (合計得点が40点以上60点未満)
E	「総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる。」 (合計得点が40点未満)

◆ 内部評価結果の記入

- (1) 合計得点、評価ランクを記入。
- (2) 評価ランクに対する評価の理由を文書で記入。

◆ 評価結果の公表等

- (1) 公表
指定管理者の管理運営に対する評価シートを市公式ホームページにおいて公表する。
- (2) 通知
今後の施設の管理運営に活かしてもらうため、指定管理者に対して評価結果を通知する。